

(様式第1号)

令和2年度第2回 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	令和3年2月3日(水) 午後1時30分～午後3時30分
場 所	芦屋市役所 東館3階 小会議室4・5
出 席 者	・定雪委員長・青木委員・里村委員・花木委員 ・若林委員・天井委員・竹迫委員・森田委員
事 務 局	市民生活部環境課 米村課長・富松係長・田中主事
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍 聴 者 数	なし(委員・事務局以外の参加者)

1 議題

《諮問事項》

- (1) 申込み要件及び申込みできる納骨方法(案)
- (2) 使用者の選考方法(案)

1. 開会

〈事務局 米村〉

皆様こんにちは。ただ今から、第2回芦屋市霊園使用者選考委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、また緊急事態宣言延長中の中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日もお集まりいただきましたのは、7月から芦屋市合葬式墓地を開設しようとしておりますので、そちらの使用条件等につきまして諮問をさせていただくものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈定雪委員長〉

こんにちは。本日は今年度2回目となります選考委員会です。現在は芦屋市が行っております合葬式墓地の建設はだいぶ工事が進んでおります。また、近隣の方からも非常に注目を集めているとのことでございます。この合葬式墓地が本日の議題とのことでございますのでどうぞ円滑な議事の進行に御協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〈事務局 米村〉

それでは、会議の次第に沿って進めさせていただきます。本来であれば出席の方のご紹介を行いますが、第2回目ということ、会議の時間短縮をしたいとのことからご紹介は割愛させていただきます。委員会名簿等をご参照ください。

本日は、今年度の芦屋市霊園の合葬式墓地使用者募集に際しまして、使用者を決定する基準その他必要な事項につきまして、諮問をさせていただくものです。定雪委員長のお席に諮問書の正本を、各委員のお手元にはその写しを配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

〈定雪委員長〉

それでは、事務局から委員の出席状況と、会議の公開と議事録の公開についての説明をお願い致

します。

〈事務局 米村〉

本委員会の委員は8名で、本日は8名全員の方がご出席でございます。芦屋市使用者選考委員会規則第3条第2項の規定では、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議の方は成立しております。また、会議の公開等についてですけれども、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は、原則公開と定められております。ただし、第19条により非公開情報が含まれる事項について審議する場合、あるいは公開することにより、会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことが出来るとなっております。特に、ご意見等がなければ公開させていただきと考えております。

また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例の第7条に公文書の公開義務が規定されております。この規定に非公開情報の規定があり、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えております。なお、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますので、ご了解をお願いいたします。

〈定雪委員長〉

それでは、会議の公開と議事録の公開につきましては、事務局の説明のとおり取り扱いさせていただくということよろしいでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。本日、傍聴の方はおられますか。

〈事務局 米村〉

傍聴の方はいらっしゃいません。

〈定雪委員長〉

それでは、本日の議事に入らせていただきます。先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日は、芦屋市霊園の使用者を決定する基準その他必要な事項についての諮問をいただきました。それを我々がこれから審議するにあたり、最初に審議の期限について確認をさせていただきます。いつまでに答申を、という事務局からの希望はありますか。

〈事務局 米村〉

今後、募集案内の作成をはじめ、使用者募集のスケジュールに沿った手順を進めていく関係上、もし附帯事項等がなければ、本日付けでご答申いただければと考えています。よろしく願いいたします。

〈定雪委員長〉

では、それは審議の過程で、皆さんの同意を得ながら決めさせていただきたいと思います。

本日の委員会では、議題の通り、新たに開設する合葬式墓地の利用者を決定する基準等について審議いたしますが、昨年末の12月議会で合葬式墓地に関する規定を盛り込んだ条例が可決されたようですので、次第の3、合葬式墓地の概要を事務局から説明をお願いします。

〈事務局 富松〉

【合葬式墓地の概要について説明】

〈定雪委員長〉

ありがとうございました。ただ今の説明を受けてご質問があればお願いします。

無いようであれば、次第の4 議題に移りたいと思います。事務局から《諮問事項》に関する説明を一括してお聞きして、質疑・応答と順次検討を進めてまいります。

〈事務局 富松〉

【事務局より議題の説明】

〈定雪委員長〉

事務局から、芦屋市霊園の利用者を決定する基準その他必要な事項についての諮問（案）として、合葬式墓地の申込み要件と利用者の選考方法について、それぞれ説明がありました。

ここからは、委員の皆様からのご質問、ご意見をいただき、審議していきたいと思いますが、ひとつずつお伺いしたいと思います。まずは1) 焼骨所持の方の①からご質問・ご意見等お願いします。

〈里村委員〉

外国人の方は対象になりますか。

〈事務局 富松〉

一般墓地と同様に住民票があれば受付できます。

〈森田委員〉

分骨が不可の理由は、申込みがあった際にその焼骨が分骨とどう判断できますか。芦屋以外にお墓があって改葬となると墓じまいも確認するのか、分骨の確認方法というのはあるのか。

また、加古川市は分骨不可となっているが、その他の市は分骨可となっている。

〈事務局 富松〉

各市によって合葬式墓地の開設の背景は違います。宝塚市や加古川市では一般墓地はあまり人気がなく、合葬式墓地を開設されたと聞いています。芦屋市については、一般墓地は競争性があるということです。各市によって合葬式墓地開設の経緯は異なりますが、合葬式墓地については一般墓地より低価格であり、今お墓がない方や継ぐ方が居ない方を主なターゲットとしておりお骨の行き

先がない方のための合葬式墓地です。分骨は今本骨を納骨しているお墓があるという事になるので、今回要件の中で含める必要はないのかなと思っています。

遺骨を自宅保管されている方は火葬許可書の原本がありますのでそれで本骨であると証明できます。改葬につきましては改葬元の改葬許可書が必要になりますので、そちらで確認できます。法的には分骨という手続は特に無いので、埋蔵証明をもって分骨を行うことはありますので、書類によって分骨か全骨かを判断出来ると考えます。

〈森田委員〉

複数の方のお骨を自宅保管している場合、その内の1体を納骨、他のお骨を別の墓地へ納骨したい場合はどうなりますか。

〈事務局 富松〉

分骨の場合は申し込みできません。

〈定雪委員長〉

1) 焼骨所持の方の②について（質疑，応答）をお願いいたします。

〈森田委員〉

意見ですが、6ページ②アに募集案内と書き方が違うが、少し分かりにくいと思います。あえてこの書き方にしているのですか

〈事務局 富松〉

募集案内に関しては分かりやすさを重視しています。分かりやすい表現に改めます。

〈森田委員〉

亡くなった時に芦屋市在住であった方のお骨を持つ方など、分かりやすい表現にしてほしいです。

〈花木委員〉

解釈というか読み方ですが、死亡時に芦屋市在住とありますが、高齢者で長年芦屋市に住んでいたが市外の施設で亡くなられた方については当てはまらないのですか。

〈事務局 富松〉

どこかで基準を決める必要がありますので、記載のとおりです。

2) 生前予約する方（質疑，応答）

〈竹迫委員〉

65歳で生前予約をしてから、数年後に市外の施設に住民票を移して亡くなった場合、生前予約は有効なのですか。

〈事務局 富松〉

申し込み時点で要件を満たして、許可が出ていますので、市外に転出されたとしても合葬式墓地に埋蔵できます。

〈森田委員〉

お骨の要件としてはこういう要件になるということですか。

〈里村委員〉

生前予約をされた方が亡くなった後、使用許可書を紛失した又は、遺族の方が引き継がれていなくて、亡くなられた家族の方が記憶を頼りにいらっしゃった場合の確認方法はどうなりますか。

〈事務局 富松〉

生前予約の場合、許可書発行履歴については台帳にて確認が可能です。遺族が知っているかどうかというのは家族で話をしてもらう必要があるが、納骨予定者を記入して申し込んでもらう予定なので、ある程度その人にも話ができていとみなします。

〈若林委員〉

芦屋市で亡くなった方は遺族が死亡届が出たときに霊園と連携をとって、この人は合葬式墓地に申し込まれていますよ、というような案内を市民課がするようなことはできないのか。

〈事務局 富松〉

一般墓についても承継が発生するので継いでもらう必要もありますし、霊園の事に限らず、死亡届を出された方は様々な手続がありますので、〇〇課へお回りくださいといった案内をしています。個別に死亡届を照会することはないので個々の連絡を取るのとはなかなか難しいとは思いますが。

〈花木委員〉

霊園使用者が亡くなってから、家族が西宮市在住だった場合に、亡くなった使用者を合葬墓に納骨したい場合はどうなるのか？

〈事務局 富松〉

使用者が亡くなっていた場合、亡くなった方から墓じまいの手続はできません。どなたかに承継いただいて使用者になられた方から墓じまいをしていただきます。

〈定雪委員長〉

ご質問、ご意見等、出尽くしたようでございます。
それに対する事務局からの回答もいただきましたので、この諮問に対する答申といたしまして、芦屋市霊園の使用者を決定する基準その他必要な事項についての提案については賛同するというところで、議決させていただいてよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

〈森田委員〉

②のアの表現については改善をお願いします。

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。また、特に附帯事項として意見はつけませんが、委員からいただいたことについては、事務局として、改善及び今後の新たな検討の際に参考にさせていただくということで、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

〈定雪委員長〉

最後に、「その他」としまして、事務局からお願いします。

【事務局から 開設までのスケジュール説明】

〈定雪委員長〉

これをもちまして、委員会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。本日は、ありがとうございました。

以上